

**協議第17号**

**特別職の職員の身分の取扱いについて**

特別職の職員の身分の取扱いについて提出する。

平成15年7月17日提出

本荘由利一市七町合併協議会  
会長 本荘市長 柳田 弘

特別職の職員の身分の取扱いについて

---

- (1) 特別職の職員の設置、人数、任期については、法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合は、新市において調整する。
- (2) 特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。

平成 年 月 日確認

## 本荘由利一市七町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	特別職の職員の身分の取扱い
関 連 項 目	常勤の特別職 議会議員 行政委員会 その他の特別職



各 市 町 の 現 況								
関連項目	大 内 町		東 由 利 町		西 目 町		鳥 海 町	
	(月額)		(月額)		(月額)		(月額)	
常勤の特別職	町 長	817,000 円	町 長	815,000 円	町 長	810,000 円	町 長	800,000 円
	助 役	614,000 円	助 役	615,000 円	助 役	615,000 円	助 役	607,000 円
	収入役	570,000 円	収入役	575,000 円	収入役	575,000 円	収入役	570,000 円
	教育長	545,000 円	教育長	545,000 円	教育長	547,000 円	教育長	550,000 円
議会議員	議 長	283,000 円	議 長	275,000 円	議 長	275,000 円	議 長	300,000 円
	副議長	248,000 円	副議長	235,000 円	副議長	235,000 円	副議長	250,000 円
	議 員	238,000 円	議 員	220,000 円	議 員	220,000 円	議 員	235,000 円
行政委員会	教育委員会	委員長 20,500 円 委員 19,000 円	教育委員会	委員長 23,000 円 委員 17,900 円	教育委員会	委員長 20,500 円 委員 18,500 円	教育委員会	委員長 20,000 円 委員 18,000 円
	選挙管理委員会	委員長 17,000 円 委員 16,000 円	選挙管理委員会	委員長 15,600 円 委員 14,300 円	選挙管理委員会	委員長 16,300 円 委員 15,300 円	選挙管理委員会	委員長 19,500 円 委員 17,500 円
	監査委員	識見有者 23,000 円 議会選出 20,500 円	監査委員	識見有者 22,000 円 議会選出 19,000 円	監査委員	識見有者 22,600 円 議会選出 18,500 円	監査委員	識見有者 23,000 円 議会選出 20,000 円
	農業委員会	会 長 20,500 円 委 員 19,000 円	農業委員会	会 長 25,600 円 委 員 20,500 円	農業委員会	会 長 20,500 円 委 員 18,500 円	農業委員会	会 長 22,000 円 委 員 20,000 円
	固定資産評価審査委員会	(日額) 委員 6,200 円	固定資産評価審査委員会	(日額) 委員 6,100 円	固定資産評価審査委員会	(日額) 委員 6,000 円	固定資産評価審査委員会	(日額) 委員 7,500 円

具 体 的 な 調 整 方 法	
常勤の特別職	市長のほか、常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、企業管理者を置く。 任期は、各法令の定めるところによる。報酬は、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。
議会議員	報酬は、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。 定数及び任期の取扱いは、「議会の議員の定数及び任期の取扱い」で別に協議する。
行政委員会	行政委員会の委員数、任期は、各法令の定めるところによる。報酬は、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いは、「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」で別に協議する。



各 市 町 の 現 況				
関連項目	大 内 町	東由利町	西 目 町	鳥 海 町
その他の特別職 「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」より抜粋	交通指導員 隊長 月額 9,500 円 隊員 月額 9,000 円	社会教育指導員 月額 112,500 円以内	交通指導員 月額 15,000 円以内	体育指導委員 年額 53,000 円
	防犯指導員 月額 3,000 円 社会教育指導員 月額 65,000 円 歴史民俗資料館長 月額 82,000 円 国民健康保険運営協議会委員 委員長日額 6,600 円 委員 日額 6,200 円  (日額 6,200 円) 情報公開審査会委員 特別職報酬等審議会委員 特別土地保有税審議会委員 町道審議会委員 奨学生選考委員 心身障害児就学指導委員 社会教育委員 資料館運営協議会委員 公民館運営審議会委員 文化財保護審議会委員 体育指導委員 防災会議委員 等  (その他の特別職の職員) 月額 150,000 円以内、日額 6,200 円以内において町長が定める額	体育指導委員 年額 50,000 円 交通指導員 年額 75,700 円 防犯指導員 年額 44,000 円  (日額 6,100 円) 特別土地保有税審議会の委員 社会教育委員 特別職報酬等審議会の委員 公民館運営審議会の委員 文化財保護審議会の委員 民生委員推薦会の委員 国民健康保険運営協議会の委員 防災会議の委員 交通安全対策会議の委員 情報公開審査会の委員 表彰者選考委員会の委員  (その他の特別職の職員) 日額 7,200 円以内又は月額 21,500 円以内において町長が定める額	防犯指導員 年額 30,000 円 社会教育指導員 月額 70,000 円  (日額 6,000 円) 民生委員推薦会委員 国民健康保険運営協議会委員 表彰者選考委員会委員 特別職報酬等審議会委員 交通安全対策会議委員 農村地域工業導入審議会委員 文化財保護審議会委員 社会教育委員 スポーツ振興審議会委員 体育指導委員 情報公開不服審査会委員 特別土地保有税審議会委員  (その他の特別職の委員) 町長の定める額	国民健康保険運営協議会の委員 会長 年額 25,000 円 委員 年額 22,000 円 交通指導員 隊長 月額 9,500 円 隊員 月額 9,000 円 防犯指導員 隊長 月額 5,000 円 隊員 月額 4,500 円  (日額 7,500 円) 公民館運営審議会の委員 社会教育委員 文化財保護審議会の委員 民生委員推薦会の委員 振興審議会の委員 防災会議の委員 特別職報酬等審議会の委員 顕彰選考委員会の委員 水防協議会の委員  (その他の特別職の職員) 日額 7,500 円以内において町長が定める額

具 体 的 な 調 整 方 法	
その他の特別職	その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、新市において新たに設置する。 報酬の額については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。